
WTO体制の制度疲労

貿易、安全保障、技術の変遷

ユ・ジヨン

Ji Yeong Yoo

はじめに

世界の貿易体制において、国家安全保障上の申し立てが関係する訴訟は、近年まではまれであった⁽¹⁾。ところが、ウクライナが不服を申し立てた「ロシア連邦——通過運送に関する措置 (*Russian Federation – Measures Concerning Traffic in Transit*)」事件 (以下「ロシア・通過運送事件」) で、ロシアは「関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)」第21条 (b) (iii) の発動であると主張、世界貿易機関 (WTO) は、16年間で初めて、GATT第21条「安全保障のための例外 (Security Exceptions)」を正式に認めた⁽²⁾。それ以降、毎年複数の事案で「安全保障のための例外」条項が、WTO加盟国により発動されている⁽³⁾。米国の1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品への追加関税措置は、複数のWTO加盟国に警鐘を鳴らすこととなり、セーフガード措置の濫用の典型的事例として訴訟が起こされている。にもかかわらず、そうしたグローバルな関税措置は、国家安全保障上の理由によって正当化されると、米国は主張してきた。さらに、2019年には、日本の輸出許可措置の不当性、ならびに安全保障上の懸念に基づく当該措置の正当性について争う「日本——韓国への産品および技術の輸出に対する措置 (*Japan – Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea*)」がWTOに提訴された⁽⁴⁾。韓日間の協議がジュネーブで行なわれたが、解決策の合意には至らなかったと伝えられている⁽⁵⁾。

最近「安全保障のための例外」条項の発動が相次いでいるが、必ずしも外交関係の具体的な紛争事案が急増しているわけではない。そうではなく、市場における利益の価値が、各加盟国にとって、政治的対立を引き起こす危険を賭しても守りたいほど大きくなってきていることを示しているように思われる。しかし、そうしたやり方の横行は、WTO体制にとって負担になってきている。現在の均衡を維持するための適切な法的・制度的手段がないからだ。WTOの「安全保障のための例外」条項は、1947年のGATT協定作成当初の条文のまま、ほぼ変更されていないが、現在の貿易体制を取り巻く外部条件は大きく様変わりしてきた。とりわけ、デジタル化の次なるステージへ向けて技術が移り変わっていることを踏まえると、国家安全保障上の関心対象の範囲や世界の安定を確保するための方策の種類は急速に進展しており、従来の感覚からは大きくかけ離れつつある。

本稿では、WTOの「安全保障のための例外」条項の法的限界について分析を行なうとともに、技術が移り変わっていく時代であることを念頭に置き、貿易と安全保障上の利益のバラ

ンス確保における制度面の課題について考察する。また、国際貿易秩序を着実に再建するためには多国間協力の信頼回復が重要であることを、結論として強調したい。

1 GATT体制において維持されていた「安全保障と貿易」関係

1940年代を振り返ると、当初、国際貿易機関（ITO）は、戦後の国際体制の平和と安定を支える国際連合（国連）の専門機関として構想された。大規模な戦争を繰り返した反省に立ち、国連の主たる目標のひとつは、安全保障理事会の決定を通じ、多国間での経済制裁を承認・利用することによって軍事衝突を平和的に抑止することであった。そのため、政治情勢に関連して貿易摩擦が発生するたびに、安全保障上の利益は、国連において処理される予定であった。ハバナ憲章（Havana Charter）第86条「国際連合との関係（Relations with the United Nations）」において、ITOと国連との役割分担が明確化された⁽⁶⁾。しかしながら国連は、個々の国家が、一国で、または集団行動によって制裁を科す権利を完全に除外してはいない。そのため、ITOは、十分に包括的な国家安全保障上の例外条項を採択し、そうした締約国の権利を保証する一方で、国連憲章の厳格な遵守を義務付けた⁽⁷⁾。結果としてITOが設立されることはなかったが、残された文書には、安全保障上の懸念が貿易上の利益よりも明らかに優先されるという当時の考え方が反映されている⁽⁸⁾。

同じ頃、貿易機関の設立を計画すると同時に、互恵的な関税引き下げを促進し、戦間期のような近隣窮乏化政策の拡散を防止することを目的にGATT協定（1947年）が策定された。こうしたなか、各国の参加・批准を促すためには懐疑心をなだめ、ためらいを払拭するためのツールが必要であった。そうした意味で、各国による政策の自由を十分に確保するため、多くの例外条項がGATT協定に盛り込まれた⁽⁹⁾。そして安全保障と貿易との関係に関する伝統的な考え方に基づいて、究極のセーフティーネットとして用意されたのが、安全保障上の例外条項であった。GATTは、多くの義務を伴う比較的厳格な協定であるが、広義の基準に基づき、安全保障上の重大な利益に関する措置を講じることを認めたのである⁽¹⁰⁾。

実際、それから間もなく鉄のカーテンが一瞬にして降ろされると、敵方と味方に二分化された世界では、安全保障の問題に関係しているのは何なのか、むしろその全体像は明確になった。主として軍拡競争の時代であり、海外における軍事施設整備を阻む輸出管理体制が安全保障政策にとって不可欠な要素となった。冷戦下において、二大大国は相手側との経済関係を断ってしまっていた。したがって、GATTの時代には、強い大国が弱小な国の政治行動をたしなめたり、罰したりするための貿易制裁が時折みられたのみであった⁽¹¹⁾。そうした意味において、GATT第21条の発動は、多くの場合、重大な政治情勢が関係するわけではない場合でも、典型的な濫用であることが多かった。例えば「米国——乳製品の輸入（United States – Imports of Dairy Products）」（1951年）における安全保障上の理由による農産物の量的制限の適用、「オーストリア——ペニシリンおよびその他の薬物（Austria – Penicillin and Other Medicaments）」（1970年）における国内の安定供給確保を目的としたペニシリンとその他の抗生物質に関する割当量の適用、「スウェーデン——履物に関する輸入割当制度（Sweden – Import Quota System for Footwear）」（1975年）における履物の量的制限（緊急時の戦略物資であると

主張)などの事例では、措置は不当であるとされ、撤回が勧告された⁽¹²⁾。それぞれの締約国が国家安全保障上の利益との関係をいかに主張しようとも、そう見せ掛けながら、商業的利益または国内産業の保護を目的とする貿易措置は、GATT第21条の発動を主張しただけで自動的に支持されるものではないということが理解されていた。つまり、考え方が比較的よく似た締約国間の共通の理解に基づく政治的文脈においては、商業的利益と政治的動機はことさら容易に区別できたのである。

しかしながら、グローバル化の波は、イデオロギー的には味方同士の国の間でさえも、市場競争の激化をもたらした。商業的利益は、権力の主たる源泉となり始めていたが、貿易体制のなかでは「公正」という概念に照らして議論される戦略的課題とみなされていた。主要経済国は、第三世界がその意味と影響とを把握できるようになる前に、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)」および「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」の交渉を通じて、技術開発および新たな貿易方法に関する規則の標準化を追求した。また、力を付けつつあった新興経済国を牽制するため、例えば米国は、1974年通商法301条 (Section 301) による追加措置を適用するなど、競合する貿易相手国には、ダンピング防止税、相殺関税、セーフガードなどの貿易措置を課した。具体例を挙げると、1980年代から1990年代前半にかけて米日間のハイテク産業における経済的競争が激化した。このため米国は、日本に対し一方的貿易措置、市場開放協定、技術移転の制限、米国による合併・買収 (M&A) の決定といった措置を課したが⁽¹³⁾、これらは、最近中国に対して実施されている措置に類似している。しかし、当時はまだ世界が二分されていた時代であり、貿易国同士は、国益と安全保障上の重大な利益とを暗黙のうちに区別することによって、貿易体制における「安全保障のための例外」条項を政治的対立に発展させるような危険は自発的に回避していた。

安全保障上の例外条項が曖昧さを内包していたにもかかわらず、比較的堅実に管理されてきたのは、ひとえに国家安全保障上の利益に関係するのは何かということに関する共通理解が締約国間に存在していたからである。しかしながら、政治および経済の世界は急激な速度で変化を続けており、制度が変化に追いついていない。実際のところ、1994年にWTOが設立されたものの、安全保障上の例外条項は1947年の作成時の条文のまま、ほとんど変更されていない。

2 「安全保障と貿易」の関係に関するWTOの判例法と限界

「ロシア・通過運送事件」が注目を集めるのは、GATT/WTO史上初めて、小委員会 (パネル) がGATT第21条に関する審理を行ない、その結果を報告したからである。GATT第21条 (b) は「この協定のいかなる規定も、……締約国が……のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げる……ものと解してはならない。」という文言を含んでおり、ゆえに、一部の学者から自己判断条項と呼ばれてきた⁽¹⁴⁾。この「安全保障のための例外」条項の援用の正当性について、パネルが審査する権限を有しているかどうかについては、長年にわたり締約国 (加盟国) 間で意見の分かれるところであったが、ついにWTOがこの問題に踏み込んだのである。パネルは「裁定機能の行使に由来する固有の管轄権を有している」と

記している⁽¹⁵⁾。また「『紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU)』第1条2では、DSUの規則および手続は対象協定に紛争解決に関する特別または追加の規定が含まれている場合、それに従って適用するものとする」としているが、GATT第21条をパネルの付託事項から除外するという特別な規定は存在しないことを、パネルは明らかにしている⁽¹⁶⁾。

こうして管轄権を認定したうえで、パネルはGATT第21条に関する審査として、二段階にわたる解釈を行なった。第1段階においては、パネルは、ロシアがGATT第21条(b)(iii)を発動したことから、ロシアの行動(措置)がいずれかの客観的基準に適合していたかどうかの審査を行なった。パネルは「国際関係の緊急時」⁽¹⁷⁾を「武力衝突、武力衝突の可能性、緊張激化または危機、国家を取り巻く全般的な不安定性が存在する状況」⁽¹⁸⁾と定義し、ロシア・ウクライナ間の紛争の事実関係を審査した。第2段階において、パネルは第21条(b)柱書を審査の主観的基準とみなした。パネルは、加盟国には措置の「必要性」⁽¹⁹⁾を決定する裁量があることを明確にした。しかし、措置が「安全保障上の重大な利益」⁽²⁰⁾に関係しているかどうかを確認するためには「最低限のもっともらしい」説明が求められる⁽²¹⁾としている。ここで言う「安全保障上の重大な利益」とは、「国家の本質的機能、すなわち、外的脅威から領土と住民を保護すること、および、国内における法と治安の維持」に関連するものであり、「安全保障上の利益」よりも狭い概念として規定されている⁽²²⁾。そのうえでパネルは事実関係を審査し、ロシアの安全保障上の重大な利益と係争中の措置との関連を見極める作業を行なった。その結果、パネルが出した全体としての結論は、ウクライナの製品の通過運送を制限するロシアの措置は、GATTの「安全保障のための例外」条項の違反には当たらないというものであった⁽²³⁾。

その間、米国が、通商拡大法232条に基づく鉄鋼およびアルミニウム製品に関する措置⁽²⁴⁾の根拠として「安全保障のための例外」条項を発動すると、WTO加盟諸国は、この措置の恣意的な性格に対して懸念を感じるようになった。米国の鉄鋼業界が抱える主な問題のひとつとして、中国を中心とした世界的な生産過剰により国内の設備稼働率があまりにも低くなっていることが挙げられる⁽²⁵⁾。米国は、防衛産業において必要とされるハイテク鉄鋼製品に投資するための十分な商業的収益を確保するためには、国内の設備稼働率を一定レベルに維持することが重要であると主張しようとした⁽²⁶⁾。さらに、国家安全保障における脅威レベルを決定するにあたって、信頼できる貿易相手国からの鉄鋼輸入の活用を検討することさえも否定した⁽²⁷⁾。一方で、対象国と関税の引き上げ率は二国間貿易協定の交渉に入るという合意、あるいは、二国間の貿易収支の管理に関する合意など、恣意的な要因に基づいて決定された⁽²⁸⁾。この措置は必ずしも従来の意味における喫緊の政治情勢を引き金としたものではなく、通常の貿易関係の解消を意図するものでもなかったが、米国は、躊躇することなくGATTの「安全保障のための例外」条項を発動した。

米国は「米国——鉄鋼およびアルミニウム製品に関する特定の措置 (United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products)」に関する最初の提出文書において、GATT第21条の適用はあくまで自己判断に基づくものであり、「ロシア・通過運送事件」におけるパネルの認定には、その意味で誤りがあると主張した⁽²⁹⁾。米国は、パネルは事件に関しては管轄権を有

するが、GATT第21条適用の正当性判断に関しては管轄権をもたないと強く主張している⁽³⁰⁾。当該条項の文言には自己判断的性質が内包されており、したがって加盟国に対し、自国の安全保障上の重大な利益を保護するためにいかなる措置を課すかを決定する全面的自由を付与するものであるとの主張である⁽³¹⁾。また、パネルは、DSU第7条1に基づく付託条項の範囲内において、安全保障上の例外条項の発動を承認する権限しかもたず、審査する権限はないとしている。さらに、米国は包括的かつ自己判断的な安全保障上の例外条項は、WTO加盟国が維持に合意した権利の一部として起草されたのだと示唆している⁽³²⁾。さらに、GATT第21条の発動は対象協定違反に該当するはずはないことから、加盟国が「安全保障のための例外」条項について問題にしたい場合は、非違反措置に関する申し立て（DSU第26条）という手段を適用しなければならないはずだと、米国は主張している⁽³³⁾。

既存条文の適切な法解釈の問題とは別に、WTOにおけるこれら事案への「安全保障のための例外」条項の適用について提起される根本的問題は、当該条項が現代における「安全保障と貿易」の関係を適切に反映できるのか、という問題である。これまで「安全保障のための例外」条項に関する言説の多くは、ある措置が商業的利益の確保を意図したものであるのか、あるいは、政治的もくろみが動機であるのかという点に重点を置いてきた。しかしながら、現代世界においては、政治的動機が経済制裁として行使されるだけでなく、商業的利益が政治判断を決定しうる大きな力の源泉となりうる⁽³⁴⁾。さらに、現状を大きく変革する破壊的技術の登場によって、経済、政治、軍事、外交に関する考慮や意図がますます複雑に絡まり合うようになってきており、安全保障上の重大な利益の範囲に何が含まれるのかさえも曖昧になりつつある。言い換えれば、それらの法規定の明確化を図らない限り、安全保障上の利益に関連するとされる貿易紛争は増え続け、WTOは次々と持ち込まれる紛争に悩まされることになるだろう。

安全保障上の例外条項は、そもそも、締約国の義務を明確にすることを意図したものではなく、むしろ、新たに構築された国際体制の安定を維持するために、各国の義務をある程度免じるための逃げ口として用意されたものであった。まだ脆弱だったGATT制度を何とか安定させていた例外条項が、皮肉なことに、今ではWTOにとっての抜け穴として利用されており、ようやく確立した法の支配の原則を崩してしまいかねない状況となっている。結果ありきの論理は矛盾のない法的分析と法原理の厳格な遵守を害するものであり、妥当でない条項は非現実的な結論につながる可能性がある。時代遅れの「安全保障のための例外」条項の文言に基づいて議論を続ければ、WTO体制を制度疲労へと追いやることになる。

3 技術が変遷していく時代における安全保障上の重大な利益

多様な経済システムがあることにより、より良い成長、外的ショックからのレジリエンス（回復力）、イノベーションなどが生まれるものだが、最近の安全保障化の傾向などは、さまざまな経済システム間の過熱競争に関連して生じている。中国やロシアなどの国々は、かつては「第二世界」として、「第一世界」と相対する世界を形成していたわけだが、現在は、同じ市場秩序のなかで共存・競争している⁽³⁵⁾。「第4次産業革命」という言葉が初めて使用され

たのは、2016年の世界経済フォーラムにおいてであったが⁽³⁶⁾、それ以来、各国はどの国が市場シェアで台頭してきているかという点ばかりでなく、どの国が新たな技術におけるイニシアティブをとるかという点においても、激しい競争を繰り広げている。そうした意味において、研究開発投資の基盤となる伝統的セクターからの商業的収入と、実際に新興技術セクターにおいて先んじることの両方が、今日の国家安全保障戦略に重要な意味をもつようになってきている。事実、米国は輸出規制を人工知能（AI）商品など、一連の新基本技術へと拡大することを検討している⁽³⁷⁾。また、欧州連合（EU）も、軍民両用製品の輸出規制を強化し、包括的な技術能力の流出を抑制することによって、経済的利益と政治的利益の両方に間接的に役立っている⁽³⁸⁾。最近、特に心配であるのは、従来の同盟国同士が、今では信頼関係というものに重きを置いていないように思われることだ。互いに非難し合う不毛なチキンレースをいっそう激化させ、もはや協力を重視していないようだ。そうした傾向が強まるなか、法律の抜け穴であるWTO協定の「安全保障のための例外」条項は、保護主義、ナショナリズム、国家的自給に邁進するのに、このうえなく都合の良い手段として利用される可能性がある。

一方、新たな「破壊的技術」がもたらす安全保障上の懸念に関する規制上の問題についても、貿易関連の文脈における議論は一貫していない。モノのインターネット（IoT）、ブロックチェーン、AIといった技術の近年の発展によって、コネクティッドな世界を実現する新たなデジタルエコシステム〔デジタル経済において複数の企業やサービスがつながり共存していく仕組み〕が創り出されつつあるが、それに伴って、一部の先進的な二国間および複数国間貿易協定では、デジタル貿易や電子商取引に関する規制上の規定において進歩がみられ始めている。しかしながら、デジタルエコシステムにおける開放性、インターオペラビリティ（相互運用性）、プライバシー、セキュリティ（security）の原則の扱い方が、さまざまな貿易協定間でそれぞれ異なっており、「セキュリティ〔security〕（安全保障の意味に用いる）」という言葉の意味について混乱を招いている。例えば「……通信の安全〔security〕及び秘密を確保することを追求する旨の要件……」⁽³⁹⁾、「電子的な通信の安全性（security）」⁽⁴⁰⁾といった文脈で用いられている「セキュリティ（security）」という用語は、最も近い意味として、デジタル通信の「安全性」や「信頼性」を指しているように思われる。他方「サイバーセキュリティに対する脅威（cybersecurity threats）」⁽⁴¹⁾、「サイバーセキュリティ上の危険（cybersecurity risks）」⁽⁴²⁾、「コンピュータの安全性に係る事件（computer security incidents）」⁽⁴³⁾における「セキュリティ（security）」は、サイバースパイやサイバー攻撃の事案を指しているように思われ、国家安全保障（national security）上の懸念という従来の意味との関連がより深いと思われる。

また、このような一貫性のなさは、デジタル世界の体系化・統制に向けて各国がそれぞれ異なる方法で競争的に取り組んでいることにも関係している。EUは、データプライバシーを重視するとともに、消費者の権利を管理することによって、民間グローバル企業が収集したデータから得ている商業的利益を再分配する必要性を強調してきた⁽⁴⁴⁾。この方針に沿って、日EU経済連携協定（EPA: EU-Japan Economic Partnership Agreement）では、安全保障上の例外条項の適用範囲を軍事問題のみに限定し、さらに、データプライバシー、機密性、安全性要件な

どの措置について積極的に規制を行なうとともに、その恣意性を排除することによってさまざまなレベルの政策空間を分類・保証しようとしている⁽⁴⁵⁾。それとは対照的に、米国は、デジタルプラットフォームの相互運用性とデータの自由な流れを重視して、デジタルトランスフォーメーション〔ITの浸透によって人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させるという概念〕を促進するとともに、破壊的技術業界における米国のグローバルリーダーシップの優位性を推進しようとしている⁽⁴⁶⁾。こうした考えにのっとり、日米の間で結ばれた最新のデジタル貿易に関する協定では、協定書の冒頭に何の制約もない国家安全保障上の例外条項が記載されており、データガバナンスについては、さらに踏み込んだ自由化に取り組むことが盛り込まれている⁽⁴⁷⁾。しかし、安全保障上の例外条項では、安全保障上の重大な利益の定義が完全に国家の裁量に委ねられているため⁽⁴⁸⁾、安全保障上の懸念として何を持ち出してくるかという点については疑問が残る。また、中国は、WTOでのデジタル貿易に関する複数国間協議⁽⁴⁹⁾に米国やEUとともに参加しているが、デジタルガバナンスに関しては、他国とはまったく異なる立場を維持している。中国は「インターネット主権」という理念を重視しており、データとネットワークを中央政府が厳格に管理するという価値にこだわりをもっている⁽⁵⁰⁾。このような立場をとる場合には、中央政府の意向に沿わないものは、文字どおりどんなものでも、国家安全保障上の対立へと発展する可能性がある。

このように各国の考え方がばらばらで一貫性のない不安定な過渡期において、調和を図っていくためには、着実なルールづくりと信頼回復について最低限の共通理解をもつことが不可欠である。既存のWTO体制には限界があるものの、加盟諸国は、国境を越えた物品、サービス、情報の貿易統制における多国間協力の有用性を、今一度思い起こすべきである。

4 多国間協力の重要性と再建に向けた課題

WTOは法の支配の効果的な確立によって評価されているが、その立法機能に関してはバランスよく進捗しているとは言い難く、立法を通じて司法機能を十分に支えきれていない。ドーハ開発アジェンダは残念なことに行き詰まり、ハードルの低い問題に関してわずかな進捗がみられたただけであった⁽⁵¹⁾。加盟国数は増加の一途をたどっているが、多国間でのルールづくりのためのダイナミックなプロセスを欠いているために、自由、公正かつ持続可能な貿易というものに対する加盟国間の理解にますます大きな食い違いが生じてきている⁽⁵²⁾。環境の変化によって共通の理解が崩れ始めた時点で、制度を改革するべきであったが、長年にわたって時代遅れのまま放置されている。WTOの上級委員会（Appellate Body）の機能は、残念ながら最近では損なわれているが、それも加盟国間の意見対立や信頼欠如の結果と考えることができる⁽⁵³⁾。信頼が疑われている状況で、国家安全保障に基づく主張を持ち出せば、WTO体制がもつ実践的有用性の全体が、ますます速いペースで損なわれかねない。

とはいえ、自由貿易によって得られる相互利益は多国間協力を通じてしか達成できない公共財であるということを、加盟国は思い起こすべきである。そのうえ、新たにやってくるデジタル化の波は、その本質において越境的でグローバルなものである。言い換えれば、デジタル貿易の新たな世界へと円滑に移行していくためには多国間協力が不可欠であり、関連す

るサイバーセキュリティーの懸念に効率的に対処するには、国境を越えたガバナンスが求められるのである。

国際貿易秩序は、従来型の貿易の面も、新たなかたちの貿易に関しても、改革に向けて非常に重大な局面にきている。パラダイムシフトは、現実世界でも仮想世界でも起こっているからだ。それゆえ、法の再編と制度改革を通じた包摂的な多国間貿易秩序の再構築が、これまで以上に重要になっている。

[付記] 本論文は、筆者自身の見解に基づくものであり、韓国科学技術政策研究院の見解を示したのではない。

- (1) GATT制度の下で、係争対象措置を正当化する根拠として第21条が発動された正式な紛争は7件だけであった。第21条が発動されたと報道された事案はほかにもいくつかあったが、いずれも正式な不服申し立てではなかった。詳細については、後掲注12を参照。
- (2) 「ロシア・通過運送事件」以前にGATT制度の下で提訴され、係争対象措置を正当化する根拠として「安全保障のための例外」条項が発動されたのは、次の3件のみである。「米国——キューバ解放と民主連帯法 (*United States – The Cuban Liberty and Democratic Solidarity Act*)」については、1996年5月に協議の要請があった。また「ニカラグア——ホンジュラスとコロンビアからの輸入に影響を与える措置 (*Nicaragua – Measures Affecting Imports from Honduras and Colombia*)」に関する2回の不服申し立てについては、2000年1月と6月にそれぞれ協議が要請された。
- (3) 「ロシア・通過運送事件」は、2016年に提訴された。また、カタールとアラブ連盟との間の外交危機後の2017年、カタールは、サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦の物品・サービスの貿易に関する措置、ならびに、貿易関連知的所有権に関して、3件の異議申し立てを行なった。さらに、2018年には、鉄鋼およびアルミニウム製品に関する特定の措置について、米国に対し、9件の不服申し立てが行なわれた。
- (4) WTO (2019A) を参照。
- (5) Siripala (2019).
- (6) United Nations (1948A) の第86条第3項を参照。またUnited Nations (1948B) の第94条第13—15項も参照。
- (7) United Nations (1948A) の第99条第1(c)項および第2項参照。
- (8) Yoo and Ahn (2016), pp. 418–429.
- (9) 例を挙げると、GATT (1947年) 第12条「国際収支の擁護のための制限 (Restrictions to Safeguard the Balance of Payments)」、第19条「特定の製品の輸入に対する緊急措置 (Emergency Action on Imports of Particular Products)」、第20条「一般的例外 (General Exceptions)」などがある。
- (10) GATT第21条「安全保障のための例外 (Security Exceptions)」の曖昧性については、本稿第2節で詳しく考察しているので、そちらを参照されたい。
- (11) 例えば、GATT (1986) を参照。
- (12) これらの事例は正式な紛争ではないが、GATT会合において報告・議論された事案であった。各措置については、WTO (2019C) の「附属書——GATT (1947年) 第21条に関するその後の処理 (Appendix – Subsequent Conduct Concerning Article XXI of the GATT 1947)」により詳細に説明されている。
- (13) Morrison and Villarreal (1991); Elwell and Reifman (1994).
- (14) Bhala (1998); Alford (2012) 参照。
- (15) WTO, *Russia – Traffic in Transit*, *supra* note 12, para. 7.53.
- (16) *Ibid.*, para. 7.54.

- (17) GATT 第21条 (b) (iii)。
- (18) WTO, *Russia – Traffic in Transit*, *supra* note 12, para. 7.76.
- (19) GATT 第21条 (b)。
- (20) WTO, *Russia – Traffic in Transit*, *supra* note 12, para. 7.138.
- (21) GATT 第21条 (b)。
- (22) WTO, *Russia – Traffic in Transit*, *supra* note 12, para. 7.130.
- (23) *Ibid.*, para. 7.149.
- (24) The White House (2018A); The White House (2018B) 参照。
- (25) USDOC (2018), pp. 27–54.
- (26) *Ibid.*, pp. 5, 23.
- (27) *Ibid.*, p. 17.
- (28) 通商拡大法 232条に基づく関税および割当量に関する最新情報については、U.S. Customs and Border Protection (2018) を参照のこと。例えば、カナダとメキシコは、米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) への署名後は、関税措置を免除された。一方、トルコは関税率が25%から50%に引き上げられたが、2019年5月に再び25%に引き下げられている。
- (29) United States (2019), paras. 151–164.
- (30) *Ibid.*, paras. 186–188.
- (31) *Ibid.*
- (32) *Ibid.*, paras. 184–187.
- (33) *Ibid.*
- (34) Yoo and Ahn (2016), p. 436.
- (35) 中国は2001年に、ロシアは2012年にWTOに加盟した。
- (36) Klaus Schwab, “The Fourth Industrial Revolution: What It Means, How to Respond,” World Economic Forum, January 14, 2016, <https://www.weforum.org/agenda/2016/01/the-fourth-industrial-revolution-what-it-means-and-how-to-respond/> (2019年12月10日最終アクセス)。
- (37) Department of Commerce, Bureau of Industry and Security (2018) を参照。
- (38) European Commission (2019).
- (39) TPP協定第14・13条1。
- (40) 同上、第14・15条。
- (41) 「日米デジタル貿易協定 (Agreement between the United States of America and Japan Concerning Digital Trade [US-Japan Digital Trade Agreement])」、第19条2。
- (42) 同上。
- (43) TPP協定第14・16条(a)。
- (44) 例えば、EUは、「一般データ保護規則 (GDPR)：個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、ならびに、指令95/46/ECを廃止する規則 (GDPR: Regulation on the Protection of Natural Persons with Regard to the Processing of Personal Data and the Free Movement of Such Data, and Repealing Directive 95/46/EC)」(欧州議会および理事会規則 (EU) 2016/679 [2016年], OJ L119, 04.05.2016) を域内で導入した。
- (45) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (日EU経済連携協定、Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership [EU-Japan EPA])」(2018年7月17日署名) の第1・5条、第8・3条、第8・73条の文言および関係のレビューによる。
- (46) Congressional Research Service (2019) を参照。
- (47) 前掲注41の第4条、第11条、第12条、第17条、第18条、第21条の文言、構成、関係のレビューによる。

- (48) 同上、第4条。
- (49) WTO (2019B).
- (50) Tiezzi (2015); Peng (2018), p. 450.
- (51) バリ・パッケージ (Bali Package) が2013年12月に、ナイロビ・パッケージ (Nairobi Package) が2015年12月に採択された。
- (52) 2019年12月現在、WTOの加盟国・地域数は、計164カ国・地域である。合意に達することが困難であるため、複数国間の作業プログラムを促進している。
- (53) Blenkinsop (2019); Beattie (2019) を参照。

■参考文献

- Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership* (signed July 17, 2018).
- Agreement between the United States of America and Japan Concerning Digital Trade* (signed October 7, 2019).
- Alford, Roger P. (2012) “The Self-judging WTO Security Exception,” 2011 (3) *The Utah Law Review* 697, https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2079608.
- Beattie, Alan (2019) “WTO to Suffer Heavy Blows as US Stymies Appeals Body,” *Financial Times*, December 9, retrieved from <https://www.ft.com/content/f0f992b8-19c4-11ea-97df-cc63de1d73f4> (last visited December 11, 2019).
- Behsudi, Adam (2019) “Commerce Aiming to Publish New Export Rules on Critical Technologies By End of Year,” *Politico*, September 19, retrieved from <https://www.politico.com/story/2019/09/19/commerce-export-rules-tech-nologies-1738335> (last visited December 12, 2019).
- Bhala, Raj (1998) “National Security and International Trade Law: What the GATT Says, and What the United States Does,” 19 (2): *University of Pennsylvania Journal of International Economic Law*, 263.
- Blenkinsop, Philip (2019) “U.S. Trade Offensive Takes Out WTO as Global Arbitrer,” *Reuters*, December 10, retrieved from <https://www.reuters.com/article/us-trade-wto/us-trade-offensive-takes-out-wto-as-global-arbitrer-idUSKBN1YE0YE> (last visited December 11, 2019).
- Congressional Research Service (2019) “Digital Trade and U.S. Trade Policy,” R44565 (May 21).
- Department of Commerce, Bureau of Industry and Security (2018) “Review of Controls for Certain Emerging Technologies,” *Federal Register*, Vol. 83, No. 223 (November 19).
- Elwell, Craig and Alfred Reifman (1994) “U.S. – Japan Trade Confrontation: Economic Perspective and Policy Options,” Congressional Research Service, Report for Congress, No. 94-526E (June 23).
- European Commission (2019) *2019 Update of the EU Control List of Dual-Use Items*, October 17, retrieved from https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/october/tradoc_158393.pdf (last visited December 11, 2019).
- GATT (1986) *United States – Trade Measures Affecting Nicaragua*, Report by the Panel, L/6053 (October 13).
- Morrison, Wayne M. and M. Angeles Villarreal (1991) “Japan – U.S. Trade: A Chronology of Major Events, 1980–1990,” Congressional Research Service, the Library of Congress, No. 91-494E (June 20).
- Peng, Shin-yi (2018) “Private” Cybersecurity Standards? Cyberspace Governance, Multistakeholderism, and the (Ir) relevance of the TBT Regime,” 51 (2): *Cornell International Law Journal*, 445.
- Regulation on the Protection of Natural Persons with Regard to the Processing of Personal Data and the Free Movement of Such Data, and Repealing Directive 95/46/EC*, Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council [2016] OJ L119, 04.05.
- Siripala, Thisanka (2019) “Japan-South Korea Ties on Ice Until Bilateral Trade Meeting,” *The Diplomat* (December 6), retrieved from <https://thediplomat.com/2019/12/japan-south-korea-ties-on-ice-until-bilateral-trade-meeting/> (last visited February 20, 2020).
- The White House (2018A) *Presidential Proclamation Adjusting Imports of Steel into the United States*, March 22.

- (2018B) *Presidential Proclamation Adjusting Imports of Aluminum into the United States*, March 22.
- Tiezzi, Shannon (2015) “China Vows No Compromise on ‘Cyber Sovereignty,’” *The Diplomat*, December 16, retrieved from <https://thediplomat.com/2015/12/china-vows-no-compromise-on-cyber-sovereignty/> (last visited December 13, 2019).
- Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement* (signed February 4, 2016).
- United Nations (1948A) *Final Act of the United Nations Conference on Trade and Employment: Havana Charter for an International Trade Organization*.
- (1948B) *United Nations Economic and Social Council, Sixth Committee: Organization, Report of Sub-Committee I (Article 94)*, E/CONF.2/C.6/93 (March 2).
- United States (2019) *United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (DS 548) (US – Steel and Aluminium)*, First Written Submission of the United States of America (June 12).
- United States Department of Commerce (USDOC) (2018) *The Effect of Imports of Steel on the National Security – An Investigation Conducted under Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, As Amended (Section 232 Steel Investigation, 2017)* (January 11).
- U.S. Customs and Border Protection (2018) *Section 232 Tariffs on Aluminum and Steel*, retrieved from <https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/entry-summary/232-tariffs-aluminum-and-steel> (last visited December 6, 2019).
- WTO (2019A) *Japan – Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea*, Request for Consultations by the Republic of Korea, WT/DS590/1 (September 16).
- (2019B) *Joint Statement on Electronic Commerce*, WT/L/1056 (January 25).
- (2019C) *Russian Federation - Measures Concerning Traffic in Transit*, Report of the Panel, WT/DS512/R (April 5).
- Yoo, Ji Yeong and Dukgeun Ahn (2016) “Security Exceptions in the WTO System: Bridge or Bottle-Neck for Trade and Security?” 19 (2): *Journal of International Economic Law*, pp. 417–444.

Ji Yeong Yoo 韓国科学技術政策研究院アソシエート・リサーチ・フェロー
jyoo25@stepi.re.kr

* 原題 = Systemic Fatigue in the WTO Regime: The Case with Trade, Security and Technological Transition